

高齢者生存組合・富山

2025.12

高齢者生存組合・富山

ニュースレター

〒 930-0009 富山市神通町 3-5-3

E-mail: jammers@net-jammers.net

URL : <https://net-jammers.net/>

「バトンをつなぐ・第2回」(25/7/13)での論議から

私・たち「高齢者生存組合」は、高齢者が抱える〈生きがたさ〉からの解放を求め、相互の結び合いの力で社会と向き合うことを目指す生存組合です。

高齢者生存組合の2025年度連続講座「バトンをつなぐー未来につなぎたいもの」では、7月と9月の2回に渡って「自立生活支援センター富山」の平井誠一さんを話し手に迎えることを企画しました。7月13日(日)の「バトンをつなぐ・第2回」では、「地域で健常者と障害者がともに生きるぞ！自立生活支援センター設立以前に取り組んできたもの」と題して、多数の写真や映像を交えながら、1970年代から2000年までの時期を中心に平井誠一さんが関わってきた障害者解放運動について話してもらいました。(第2回の集いの会場で配布した資料は、高齢者生存組合のホームページをご覧ください)。

以下、その時の平井さんの話を紹介します。

平井誠一さんの話から

日本の障害者はどのような時代的背景を生きてきたのか

話の最初に、平井さんは、この国で障害者がどのような時代的背景の中で生きてきたのかを大きくたどりなおすを行いました。日本で最初の障害児の教育機関と言われているのが、視覚・聴覚障害のある児童の教育の先駆者の古河(川)太四郎が、1876年(明治11年)に設立した「京都府盲啞院」です。その後、1909年に、実業家であると同時に慈善活動にも力を入れた渋沢栄一が、千葉県船形町に「養育院安房分院」を設立しましたが、これは、身体虚弱・病弱児のための最初の教育施設でした。また、1921年に体操教師であった柏倉松蔵が東京市小石川区大塚仲町に「柏学園」を設立し、日本の肢体不自由教育の始まりとなりました。1923年(大正12年)には、盲学校及び聾学校令が公布され、盲学校と聾学校の設置が義務化されました。



平井誠一さん

なお、日本では鍼灸・指圧・マッサージが伝統的に視覚障害者の仕事とされてきましたが、電気治療器が導入されてから、その操作のための資格を取ることが求められるようになり、治療器具の進歩によって逆に職を失う視覚障害者の人たちが出てきたそうです。また、電話の普及以降、1970年代までは多くの視覚障害者が電話交換手の仕事に就いてい

ましたが、電話交換が自動化されることでその仕事自体が無くなってしまった、ということでした。

日本の障害児教育の歴史の中で有名なのは、1932年（昭和7年）に日本で初めて身体障害児のための教育機関として設立された「東京市立（当時）光明学園」です。なお、光明学園は、現在も東京都立光明学園として継続していますが、光明学園の卒業生やその卒業生が発行した文芸誌「しのめ」の同人の中から、70～80年代の障害者解放運動に深く関わった人たちがたくさん出ています。

1960年の池田内閣の時代に「所得倍増計画」が唱えられて日本は高度経済成長の時代に入っていきますが、それと並行して1970年代から日本の各地に「コロニー」と呼ばれる公立の大規模な障害者収容施設が建設されるようになり、それが2003年まで続きます。その中でも特に有名なのが500人以上の障害者を収容した群馬県の国立コロニー「のぞみの園」です。公立の施設ではありませんが、富山県では知的障害者施設の「セーナー苑」がコロニーに当たります。

1970年代に入ると60年代末の学生運動が下火になる一方、日本の各地で社会運動が盛んになり、その中で、水俣病や四日市ぜんそく、イタイタイ病といった公害問題や、サリドマイド薬禍問題、森永ヒ素ミルク事件といった食品汚染問題などの当事者によって裁判闘争が果敢に取り組みられました。その他、女性解放運動や部落解放運動、アイヌの人たちの運動など多様な反差別運動が展開されました。また、この頃、多数の学生運動の活動家たちが障害者解放運動に関わるようになりました。そうした人たちの支援も受けながら、「全障研」（共産党系）や「障害連」（社会党系）といった既成の革新勢力の影響下にある運動から自立して、脳性マヒ者の当事者運動団体の「青い芝の会」や、障害種別を超えて「障害者の自立と解放」を勝ち取ることを目指して結成された「全障連」（全国障害者解放運動連絡会議）などによって障害者解放運動が活発に展開されました。

1970年代初頭に米国カリフォルニア州の大学都市バークレーで、障害当事者自身による福祉サービスの提供機関であると同時に障害者の自立生活運動の拠点として、「自立生活センター」（Center for Independent Living 略称：CIL）が設立されました。1980年代には、日本の障害者で渡米して米国式の自立生活運動を学ぶ人が増えていき、日本の各地でCILが作られるようになりました。1991年には、全国のCILの連絡調整機関として、「全国自立生活センター協議会（JIL）」が結成されています。そうした動きと並行して、国連の国際障害者年の1981年、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の障害の種別を超えた国際的な障害者の当事者団体として、「障害者インターナショナル」（Disabled Peoples' International 略称：DPI）が結成され、1986年には「DPI日本会議」が設立されました。

今回の平井さんの話の中で、1970年代の東京の地下鉄の駅で、外出の支援のために何人もの介護者が障害者を車イスごと持ち上げて狭い改札口を乗り越えたり、階段を登っている写真が紹介されていました。現在、駅の多くでは「バリアフリー化」が進んでいるので、このようにする必要が減りましたが、そうした写真からも当時の障害者解放運動の熱気が伝わってくるよ



地下鉄の駅で車イスの障害者の外出を支援する

うに思います。

1979年には養護学校が「義務化」され、全都道府県で養護学校を設立して障害児を就学させることが法律で定められました。それ以前から養護学校はあったのですが、義務化はされていませんでした。その2年後の1981年が国連の「国際障害者年」でしたが、平井さんによれば、養護学校が「義務化」された背景には、それまで重度の障害のある子どもたちが「就学免除」という形で教育を受ける機会を奪われていたことに対して、日本政府が国連から批判されることを回避したいという目論みがあったのではないかと、ということでした。

1980年代の後半から「少子化」ということが言われるようになり、小・中学校の統廃合が進みますが、子どもの数が減っているのに「養護学校が不足している」とずっと言われていて、障害のある子どもたちが教育の場で隔離されることが問題にされてきませんでした。また、1994年に日本政府は「子どもの権利条約」を批准しますが、その際に子どもの権利の保障に向けて日本国内の法律を改正することをしませんでした。2007年に養護学校が「特別支援学校」に改称されますが、呼び方は変更されても障害児教育の在り方や内容はほとんど何も変わっていません。

養護学校ができる前には、しばしば障害児が入院する公立の大きな病院などに教育施設が併設されていたそうですが、富山では1956年に病院内に学校が併設された「高志学園」が設立されて、平井さんは幼い頃から高志学園の病棟で生活していたそうです。高志学園は五福小学校の「分校」という位置づけになっていて、平井さんは高志学園を卒業する際に五福小学校の卒業証書をもったということでした。1966年に富山でも養護学校ができて、平井さんは中学生になってから養護学校に移りましたが、学歴が養護学校だと仕事に就けないということで、そこに行くのを嫌がる人が多かったそうです。

1990年代から日本の福祉行政では、「措置から契約へ」ということが言われるようになり、2003年には障害者自身が自分が利用したい福祉サービスを選択できる「支援費制度」が開始されます。しかし、それでは多額の福祉予算が必要になるということで、支援費制度は「障害者自立支援法」によって3年後の2006年に廃止されてしまい、それまでの収入額に応じた「応能負担」から、原則としてサービス利用料金の1割を負担する「応益負担」へと変更されます。その後、障害者団体の強い反対や抗議行動によって、障害者自立支援法に変わって2012年に「障害者総合支援法」が国会に上程されましたが（施行は2013年）、障害者自立支援法の廃止の要求に併せて障害者が求めてきたことの多くは、障害者総合支援法では盛り込まれないままになっています。

2014年に日本政府は4年遅れで国連の「障害者権利条約」を批准します。日本のいくつかの国内法には「～の障害があると、～の仕事には就けない」という「欠格条項」があったのですが、平井さんによれば、それを削除することをせずに同条約を批准することに障害者団体が反対したことが、批准が遅れた理由だったということでした。

日本の障害者をめぐる忘れてはならない大きな事件として、2016年7月の神奈川県相模原市の「津久井やまゆり園」で起きた「相模原障害者施設殺傷事件」があります。しかし、その事件後、障害者をそうした暴力から守ろうという訴え以上に、ネット上やSNSなどでは障害者や高齢者の「安楽死」の法制化を求める声が高くなっているという状況に対して、平井さんは大きな危機感を抱いているということでした。

富山の障害者解放運動の軌跡をたどる

以上のように、日本の障害者が生きてきた時代的な背景を大きく振り返った後、平井さんは自身が深く関わってきた富山での障害者解放運動の軌跡について語ってくれました、

まず、富山の障害者解放運動の状況を言うと、1976年に「青い芝の会・富山」と全障連北陸ブロックが設立されました。平井さんがまだ県外で働いていた1975年頃のことですが、「障害者も、青空の下、外へ出ようよ!」ということで、当時の富山大学の教授の娘さんの吉田さんという障害者の呼びかけで「あおぞらの会」が発足し、富山県内の障害者十数人が月に数回集まって、交流会や親睦活動をしていたそうです。平井さんは富山に戻ってから印刷の仕事をしていましたが、会の活動を手伝ってくれないかと誘われたのがきっかけで、そこに参加するようになったということでした。その後、1977年に金沢市の北鉄バスが障害者に対する乗車拒否をするということがありましたが、それに対して、石川と富山の青い芝の会の合同で、北鉄バスの駐車場で「1泊2日」の抗議行動を行ってバスの運行を止めましたが、その抗議行動に平井さんも参加したということでした。

青い芝の会・神奈川連合会の横塚晃一が全障連の初代会長に選出されたことにも現れているように、青い芝の会は全障連の運動全体を前へ進める存在でしたが、1979年に「全国青い芝の会」は全障連を脱退します（青い芝の会の支部のいくつかは残留）。また、全国青い芝の会自体も、目指す方向性の違いから解散・分裂します。一方、富山のあおぞらの会の活動もだんだん下火になっていたので、それとは別に、平井さんは、仲間の障害者の人たちと一緒に「サンの会」を結成して、バザーや「蚤の市」への参加といった地域での活動を行うようになったということでした。

その後、1982年から1983年にかけて平井さんたちがいろいろと大変な思いをしながら取り組んだのが、「富山市行政差別照会文書事件」でした。1982年9月、富山市社会福祉事務所は、サンの会といった具体的な団体名を上げて、「生活保護を受給している身体障害者がいろいろな要求を出してくるので、富山市として対応を考えたい」ということで、当時の富山市と同規模の人口の全国の約30の自治体に照会文書を発送して、生活保護を受給する身体障害者への対応を問い合わせました。その照会文書を受け取った自治体はその内容が差別的だと抗議したことから問題が発覚したそうですが、富山市が一番気にしていたのは、生活保護を受給しながら市に要求を行う障害者の背後に政治党派がいるのではないか、ということでした。その背景として、当時、暴力団の構成員が自分の愛人に生活保護を取らせてそのお金を貢がせるということが全国的に行われて社会問題になるということがあって、障害者団体も同様に「過激派」に操られているのではないかという疑念を富山市は抱いていたようです。

そうした予断や偏見を元に富山市が差別的な照会文書を出したことが露見して以降、平井さんたちは全障連からの全面的な支援を受けながら、富山市に対する差別糾弾闘争を行いました。最終的に富山市側は自らの非を認め、謝罪するとともに、今後そうした差別的な対応を行わないことを確約する文書をサンの会と取り交わしました。そうしたやり取りを富山市と行っていたときに、警察が介入して平井さんたちに付きまとうということがあったため、富山県警に抗議に行くということもしたということでした。また、平井さんたち自身も、その事件を機に、障害当事者の主体性とは何か、障害当事者の権利とは何か、障害当事者自身の責任をどう考えるか、また、障害者解放運動とは何か、ということを改めて自らに問い直したということでした。

その後、1985年に平井さんたちが中心となって富山市で「全障連第九回全国交流集会」が開催されましたが、その年に「サンの会」から「富山生きる場センター」に団体の名称を変更するとともに、障害者自身による事業として廃品回収の仕事を始めました。その際に、富山生きる場センターでは、「地域の人たちとの関係作りと拠点作り」や「障害者と健常者がともに生きるための実践と広がり」を目指したということでした。

平井さんは国連の NGO の「反差別国際運動」の理事に就任して、世界の障害者や被差別者の人権問題に関わるようになりましたが、1990年に平井さんが反差別国際運動の関連で米国に行った際に、米国の障害者から「なぜパソコンを使わないのか」と強く言われたそうです。そのことがきっかけとなって、平井さんは、富山に戻ってからパソコン通信を立ち上げるとともに、在宅や施設にいる障害者にパソコンの入力の仕事を提供することを始めたということでした。また、平井さんが訪米した1990年に、「障害を持つアメリカ人法（Americans with Disabilities Act：略称 ADA）が制定されますが、それは、障害者に対する全ての差別を罰則規定を設けて禁止するとともに、障害者が健常者と同様に生活を営むことができる機会を保証するものです。平井さんは、その法律のことを知って、日本の障害者福祉制度の在り方との違いの大きさを改めて痛感したそうです。

1991年に、養護学校を優秀な成績で卒業した車イスの障害者が富山大学に入学しましたが、大学の「バリアフリー化」を進めるには障害をもつ学生が在籍するだけでは予算が獲得できないということで、平井さんもその年に富山大学の非常勤の講師として採用されて、2015年まで富山大学に勤務しました。平井さんが富山大学の講師をしているときに、90分間授業をした後で学生たちに授業の感想を書かせることをしていたそうですが、その中には、「障害者のために大学をバリアフリー化するお金があるなら、もっと自分たちの研究室にその予算を回して欲しい」という意見もあったそうです。それは、その学生の本音かもしれないけれども、障害者に対する見方というのは昔から変わらないなと感じて、平井さんはとても残念に思ったということでした。

2000年に平井さんは障害者の自立に向けた相談・支援組織として「自立生活支援センター富山」を設立しましたが、その後、現在まで平井さんはその代表者を勤めています。

全国の闘う障害者とともに障害者解放運動に取り組む

今回の平井さんの話の中で、70年代～80年代の日本で直接行動を伴う激しい障害者解放運動を展開した青い芝の会について何度も言及されていました。青い芝の会は、1957年に東京の光明学園の卒業生が中心となって結成され、当初は家庭内で孤立しがちな脳性マヒの障害者の交流と親睦を主な活動としていました。その後、各地に青い芝の会が結成されるとともに、青い芝の会は、政府や行政に対して障害者の生活保障要求を行うようになります。

1969年、青い芝の会を最初に創設した山北厚や、後に障害者解放運動の活動家として有名になる横塚晃一と横田弘が軸になって「青い芝の会・神奈川県連合会」が結成されます。1970年5月に、横浜市で当時2歳の脳性マヒの幼女を母親が殺害するという事件が起きましたが、我が子を手にかけるところにまで追い込まれた母親に対する同情から、地元の町内を中心に母親に対する減刑嘆願運動が展開されました。しかし、母親への同情に発するそうした減刑嘆願運動は、障害をもつ子どもの存在を本来あってはならないものだと見なす「優生思想」に基づくものだととして、青い芝の会・神奈川県連合会のメンバーはそれに強く抗議・反対して、厳正な裁判を要求しました。その事件をきっかけに、青い芝

の会は、障害者差別に反対する実力行動の取り組みへと大きく方向転換します。

平井さんは、「青い芝の会・行動綱領」について触れていましたが、同「綱領」は、1970年の障害児殺害事件の5カ月後、青い芝の会・神奈川県連合会の横田弘が、最初、同会の会報「あゆみ」に寄稿したものです。同「綱領」は幾度かの青い芝の会での内部論議を経て、最終的に5項目の形になりました。今回は時間の制約もあり、「われらは、自らが脳性まひ者であることを自覚する」、「われらは強烈な自己主張を行う」、「われらは愛と正義を否定する」、「われらは健全者文明を否定する」、「われらは問題解決の道を選ばない」という、同「綱領」の5項目の冒頭部分を中心に平井さんは紹介していました（同「綱領」の全文は、今回のニューズレターの最後のページに掲載）。平井さんによれば、そこにも現れているように、青い芝の会の運動は、脳性マヒ者としての「強烈な自己主張」と健常者中心の社会に対する告発を軸とするものだったということでした。

なお、とりわけ、その中の「われらは愛と正義を否定する」ということばに対して、「障害者は人を愛するのにもダメなのか」と言われることがよくあるそうです。しかし、それはそうではなくて、「障害者は可愛そうな存在だから、施設で保護してあげなくてはならない」といったように、健常者の側が一方向的に「愛と正義」の名の下に障害者の生き方を枠にはめようとするのを批判するものだ、ということでした。

その後、青い芝の会は、障害をもつ胎児の中絶を合法化しようとする「優生保護法」の改悪反対運動や、1970年代の国立の障害者収容施設の「府中療育センター」の入居者が外出・外泊の自由を求めて座り込みを行った闘争への支援に取り組んでいます。そうした一連の青い芝の会による運動の中でとりわけ有名なのが、1977年4月、川崎市でバスの運転手が車イスの障害者に対する乗車拒否を行ったことに抗議して青い芝の会のメンバーたちがバスを占拠した「川崎バス闘争」です。

今回の平井さんの話の中で、川崎でのバス乗車拒否抗議行動の貴重な映像が紹介されました。その時のバスの運転手だけではなく、バスの乗客からも罵声や心無いことばを浴びせられる中で支援者とともに実力行使でバスを占拠する障害者たちの姿に、今回の集いの参加者たちは強い印象を受けていました。その後、10年ほどして関東では低床バスが普及するようになり、富山でも最近ようやく低床バスを見かけるようになりましたが、そこに至るまでにこうした闘いがあったことを私たちは忘れてはならないでしょう。



障害者の乗車を阻止しようとするバスの運転手

こうした川崎でのバス闘争が刺激となって、平井さんが参加した金沢市でのバス乗り場占拠闘争など、全国各地で車イスの障害者に対するバス運転手の乗車拒否に抗議する運動が展開されました。

1979年1月の「養護学校義務化阻止闘争」では、たくさんの障害者や支援者が全国各地から駆けつけて激しい反対運動が展開されましたが、今回の平井さんの話の中で、その闘争を扱ったドキュメンタリー映画「養護学校はあかんねん！」の映像の一部が紹介されました。その中に、文部省（当時）前の柵をはさんで文部省の官僚と抗議行動を行う障害者たちが向き合う場面がありますが、



養護学校義務化阻止闘争 文部省前

平井さんによれば、その柵は、抗議行動を怖れて文部省側が急きょ設置したものだということでした。その時の文部省前での抗議行動は1週間続いて約2,000人が参加しましたが、当時、日本の各地で養護学校義務化に反対する運動団体が結成されたそうです。そうした反対運動の盛り上がりを見て、文部省では養護学校への通学は強制しない、ということになったということでした。

そのドキュメンタリー映画の中に、何人もの障害者がインタビューを受けて、なぜ自分が養護学校の義務化に反対するかを語る場面があります。その中の1人が平井さんと一緒に富山で障害者解放運動に取り組んだメンバーでしたが、その人の若いころの姿に数十年ぶりに接して、何人かの参加者が笑顔になり、笑い声や歓声を挙げるという場面もありました。

障害児が地域の学校に入学することを求める「就学闘争」に平井さんも深く関わっていましたが、そのためには地域の教育の在り方が変わらなければならないということで、平井さんは、80年代に入ってから地方自治体の首長や教育長とも交渉するようになったということでした。障害児の就学闘争では、奈良市の知的障害者の梅谷尚司君の富雄中学校入学闘争や、東京都足立区の脳性マヒ者の金井康治君の花畑東小学校転校闘争、未網児網膜症で知的障害者の清水市の石川重明君の飯田小学校転校闘争などが、よく知られています。石川重明君の地元の小学校への転校を求める交渉の場で、当時の清水市の教育長が、「この子は教育の対象ではない。福祉の子だから、地域の学校には来るな」という差別的な発言を行いました。そのことは国会の場でも問題になったそうです。

その他、平井さんが普通学校への転校支援闘争を支援した津市の視覚障害の森本おりえさんは、就学闘争によって普通学校に入学した後、大学に進学して、卒業後は福祉関係の職場に就職し、現在、ケアマネの資格に「挑戦中」だそうです。しかし、彼女は、職場では正規雇用ではなく、アルバイトの労働者の待遇になっている、ということでした。また、平井さんは、「ミトコンドリア筋症」という進行性の難病をもつ尼崎市の平本あゆみさんの就学闘争も支援していましたが、彼女は、就学闘争の結果、人工呼吸器をつけながら、小・中・高校に通学していたそうです。残念ながら、彼女はまだ35歳の若さで亡くなりましたが、亡くなる前に就職活動にも挑戦したということでした。

そうした就学闘争が各地で取り組まれたことの成果として、現在、希望すれば、障害児のほとんどが兄弟姉妹や近所の子どもたちが通う地元の小・中学校に行くことができるようになってきました。また、高校や大学の入試の際にも、パソコンでの受験や点字による受験が認められるようになってきています。さらに、一部の自治体では、入試で得点できなくても養護学校ではない普通高校への進学が許可される場所も出てきています。

それらは間違いなく運動によって勝ち取ったものですが、現在の平井さんの思いとしては、不登校の子どもたちが増え続ける状況の中で、人々が学校に何を求めているかということや、障害者解放運動が追及してきた「共に生きる」という理念に立って、今こそもう一度学校の在り方を問い直すことが求められているのではないかと考えているということでした。

その他に、平井さんは70～80年代の障害者解放運動の中で大きな課題としてあった「赤堀差別裁判糾弾闘争」にも触れていました。「赤堀差別裁判」は、「島田事件」とも呼ばれていますが、同事件は、免田事件、財田川事件、松山事件と並ぶ日本の四大死刑冤罪事件の一つとされています。1954年3月に静岡県島田市で幼女誘拐殺人事件が起きまし

たが、窃盗事件の容疑者として別件逮捕された赤堀政夫さんが、強引な取り調べによる自白や捏造された証拠によって犯人とされて、1960年12月、最高裁で死刑判決が確定しました。赤堀さんには軽度の知的障害があった他、精神科病院への入院歴があったことから、同事件は、そのことによる予断に基づく差別・冤罪事件だとして、障害者運動団体・グループも赤堀差別裁判糾弾闘争への支援活動に積極的に取り組んでいました。その後、何度も再審請求と公判を経て、1989年1月31日、ようやく赤堀さんに無罪判決が言い渡されました。

1977年に、平井さんたちが全障連として厚生省（当時）と交渉を行った際に、同省の担当者が、「1日に4時間以上、他人介護が必要な障害者は施設に入ってください」と発言したそうです。そのように障害者の生き方に枠をはめようとする福祉行政に対して、障害者運動団体・グループは地域で生活する障害者の介護保障を要求してきました。そのことの成果として、1974年に東京都で始まった「重度脳性麻痺者介護人派遣事業」では、障害者自身が指定した介護人による介護サービスに対して行政が利用料を支払う「自薦ヘルパー制度」が採用されました。その他にも、1970年代後半から、地方自治体が介護人を公務員として雇用する「公的ヘルパー制度」の創設を求める動きも、障害者解放運動の中から出てきました。そうした介護保障の要求と併せて、1960年代の高度成長期や1970年代に作られた古い地下鉄にはエレベーターが設置されていないことに対して、障害者の移動の権利に向けてエレベーターを付けることを要求する運動も行われたということでした。

また、1970年代半ばから1980年代にかけて、障害者運動団体・グループでは、地方自治体の職員として障害者を雇用することを要求する運動を行ったということでした。たとえば、大阪府豊中市では、自治労や豊中市職員組合も巻きこみながら、1975年に養護学校高等部出身の障害者が市の職員として採用されました。そのことが大きな励みとなって、豊中市では、2人の筋ジストロフィー患者と1人の視覚障害者の3名の就労支援闘争も取り組まれました。

1980年代の全障連による障害者差別反対運動として、「丸八真綿差別事件」と「ワハハ本舗差別ビデオ事件」に対する抗議・糾弾闘争があります。「丸八真綿」という寝具の製造・販売会社がありますが、そこが作成した「販売禁止地区一覧表」というリストの中に近畿地方の被差別部落の地名が書かれていた他、「販売禁止対象」として、在日朝鮮人や母子家庭と並んで、視覚障害者と精神障害者が挙げられていることが、1982年7月に発覚しました。その件に対して、部落解放同盟や「民族差別と闘う連絡会」等の団体と一緒に全障連も差別糾弾闘争を行い、82年から83年にかけて全部で4回の糾弾会をもちました。

1985年に、劇団・芸能プロダクションの「ワハハ本舗」の関係者が、「竹中直人放送禁止テレビ・よくやった」と題するビデオを製作・販売しました。そのビデオは、車イスの障害者を演じる役者の後ろに白杖をもった視覚障害者役の人たちが数人並んでいるところに、別の白杖をもった役者がぶつかって全員が転倒するという「人間ドミノ倒し」の場面があったり、差別用語を連発するしりとりや、手話をからかったものまねが演じられる等、障害者を侮蔑して笑いものにする内容でした。それに対して、1985年末から翌年にかけて、関西の全障連を中心に抗議行動や糾弾集会を行った他、ビデオ販売・制作会社に対する質問状を提出して誠意ある回答を求めました。

平井さんによれば、そうした企業や会社による差別事件以外にも、ホテルや飲食店での障害者に対する差別的な扱いが決して珍しくはないということでした。たとえば、ホテルを事前に予約しているのに「予約は入っていません」と利用を断られたり、空きがあるのに車イスの障害者に対して「店がお客さんで一杯だから入ってくるな」と言われたりすることもあったそうです。ただ、大阪の飲食店などでは、他と違って、店主がそのように車イスの障害者を排除しようとしても店内のお客さんたちがさっと場所を空けて店に入れるようにしてくれる、ということもあったそうです。そうした差別的な事例に対しても、全障連として問題にして取り組んでいたということでした。

2000年以前の障害者の状況を現時点で振り返って思うこと

話の最後で、平井さんは、過去の障害者に対する政策や障害者解放運動について改めて振り返っていました。大規模な「コロニー」を建設して障害者を隔離・収容するという政策は2003年に終了しましたが、その前後の障害者に関わる大きな政策的な流れとして、体の動く障害者を安上がりな労働力として活用するということがあります。その一環として、障害者の就労施設や授産施設の設立が推進されてきましたが、その他に多数の障害者を雇用する福祉工場がいくつか建設されています。その中で有名なものとしては、1965年に大分県別府市に作られ、その後、1980年代に愛知や京都にも作られて多彩な事業を展開している「太陽の家」があります。富山でも、かつて福祉工場の建設計画がありましたが、結局、中止になったそうです。

そうした福祉工場では、「障害者と健常者が対等な立場で働くことができる」ことを謳い文句にしていますが、実際には、そこに障害者が雇用されても、何年かすると「障害が進んでいるから」という理由で解雇されるということが、よくあるということでした。

今回の集いでは、1979年の養護学校義務化反対運動について詳しく触れられていましたが、養護学校義務化がその後、どこに行きついたかということ、結局、「発達障害児」と呼ばれている子どもたちを隔離する場所を生み出したばかりではないかと、平井さんは考えるようになっていたそうです。現在、養護学校は、特別支援学校と呼ばれていますが、平井さんがいた頃とは違って、身体障害だけをもつ子どもが減っている一方で、知的障害と身体障害や視覚障害との重複障害の子どもが増えているように思う、ということでした。

現在の特別支援学校では生徒が障害別にクラス分けされるので、生徒が2人か3人だけの小人数の学級もよくあって、そうした生徒同士で話ができない場合、学級担任の教師が間に入って意思疎通するということもあるそうです。平井さんが養護学校にいた頃は、身体に障害のある子どもとそうでない子どもが分けられずに同じ学級にいたので、体を動かすことのできる生徒が身体障害者の生徒の車イスを押して、一緒に授業をサボって山に遊びに行くということもあったそうですが、そうしたことがもうできなくなっているのではないかと、ということでした。世界的には、障害児と健常児が同じ学校で学ぶインクルーシブ教育が着実に推進されてきました。しかし、日本では、養護学校が特別支援学校と名前を変えただけで、障害児を分離・選別するという教育の在り方は変わっていない、と平井さんは感じているということでした。

2000年代の初めに、大手の訪問介護事業会社のコムスンが、登録するヘルパーの数をごまかして不正に補助金を得るといった事件がありました。しかし、平井さんによれば、現

在はその反動で、介護事業所が事業を拡大してどんどん利益を挙げようとするよりも、むしろ、「守り」の体制に入っていて、自分たちにとって都合がいい利用者以外は受け入れたくない、という姿勢が露わになってきているそうです。たとえば、採算が取れないということで、重度訪問介護サービスを行う事業者から、「1日に8時間以上、介護サービスを利用するのであれば、介護に入らない」と言われることもあるということでした。

また、現在、障害者のためのグループホームがたくさん作られています。障害が重かったり、問題を起こしたりして手間のかかる人は受け入れたがらないそうです。そうした傾向が、とりわけ、新型コロナウイルス感染症の流行以降、顕著になっているように思う、ということでした。

平井さんによれば、かつての障害者解放運動では、地域社会の中で障害者と健常者が共に闘い、共に生きることを目指すということが基調になっていて、そのことを運動の中で鮮明に打ち出してきたということです。今とは違って、介護サービスを受ける側とそれを行う側ということがはっきりと分かれていない時代だったからかもしれませんが、障害者解放運動を通じて社会を変えていこうという思いと同時に、障害者の側も運動を通じて自分たち自身が変わっていこうという意識があったのではないかと、ということでした。しかし、現在、障害者側にそうした意識が薄くなってしまっていて、たんに介護サービスを利用する「顧客」としてサービス内容に文句を言えばいいという風潮になっていることを、平井さんとしては危惧しているということでした。

フリートークでの論議から

今回の集いでは、時間の制約もあり、平井さんの話の後の「フリートーク」のための時間があまり取れませんでした。高齢者生存組合のメンバーから、「平井さんの人生の中で、自分の生き方を変えなければならぬと思うような意識や認識をもつことがあったと思います。それはどのような時でしたか」という質問がありました。その質問に対して、平井さんは、自分の親との関係も含めて率直に語ってくれました。以下、その時の平井さんの話を紹介します。



平井さんに質問する
高齢者生存組合のメンバー

平井さんは3歳の時から、高志学園の病棟で暮らして、小学校6年生までそこにいましたが、年に2回、盆と正月に3日間だけ、家に帰ることができた他、月に1回家族との面会日があったそうです。平井さんは、中学校と高校は養護学校に行ってその寄宿舎に入っていました。養護学校の寄宿舎の規則では、土曜日と日曜日には家に帰ることができましたが、平井さんの家には自家用車がなかったので、「家に帰りたいと思ったら、自分で帰ってこい」と親に言われていたので、結局、バスに乗って帰るしかなかったということでした。

そのように家族とは疎遠な関係のまま、平井さんが13歳の時に平井さんの母親が脳腫瘍で亡くなったのですが、その際に父親や養護学校の教師から、「お母さんが死んだのになぜ泣かないのか」と厳しく責められて、大きなひっかかりを感じたそうです。平井さん

は、その時のもやもやした気持ちを養護学校を卒業するまでずっと心の中に抱え込んでいたということでした。

平井さんは、養護学校を出た後、1年間職業訓練校に通って就職することになりましたが、富山の家には帰らないと決めていたそうです。それはなぜかという、平井さんの家族に関する記憶には父親が母親を殴っていたことしかないのです。自分が家に戻れば、今度は自分が父親に殴られるんじゃないか、と思ったということでした。平井さんが小学5年生の時に平井さんの母親が脳腫瘍になって、これから手術をするということと呼ばれて母親の面会に行ったそうですが、その時に自分の姉に「お母さんの頭にこぶしで殴られた跡がはっきりと残っている」と言われたということでした。

平井さんが就職活動をしたときに、「片親だから」とか「養護学校の卒業生は、世間を知らないので使いにくい」とか言われて、なかなか就職が決まらなかったそうです。平井さんとしては、父親との関係を切りたかったので、できれば、富山から遠い名古屋で就職しようと思ったのですが、どこに行っても片親であることや養護学校の出身であることを理由に断られてしまって、障害者である自分が社会の中でどのような立場にいるかを否応なく意識せざるを得なかったということでした。平井さんは、一度福井県の印刷会社に就職しましたが、そこに勤めてからわずか3か月で首を切られてしまいました。その時の月給が3万円だったそうです。

その後、平井さんは、富山に戻って、印刷会社に住み込みで就職したそうですが、その時の平井さんの月給が2万5千円だったのに対して、同じ職場で高校を出たばかりの若い同僚の月給が平井さんの倍以上の6万円だった、ということでした。その後、平井さんの月給は3万5千円まで上がったので、住み込みではなく、流しやトイレが共用で1か月の家賃が7千円のアパートの部屋を借りて、一人暮らしを始めたということでした。

平井さんの父親は、戦後、戦場から戻ってから労働組合運動をしていたので、平井さんは給料を上げることに力を貸して欲しいと頼んだそうです。しかし、それに対して、父親は、「下手にお前の給料が上がるよりも、自分の扶養家族になっている分の税金の控除の金額の方が大きい」と言って、全く協力的ではなかったそうです。さらに、賃上げのために平井さんが父親とともに会社側と話し合いの場をもった後、一緒に会社を出たときに、父親は平井さんに殴りかかってきたということでした。

平井さんとしては、父親が労働組合の委員長をしていたので、ちゃんとした金額の給料が欲しいという自分の気持ちを分かってくれるのではないかと、という思いがあったそうです。平井さんの父親は溶接関係の仕事をしていたようですが、扁桃ガンにかかってから仕事を変えられて賃金が下がるということがあったので、そのこともあって自分の悔しい気持ちを分かってくれるかな、という期待がありました。しかし、それが完全に幻想だったことを、平井さんはずくづく思い知らされたということでした。父親は戦時中、兵士として南京大虐殺の場にいたと自分で言っていたそうですが、父親の家族に対する激しい暴力は、もしかしたら、そのことによるPDST（心的外傷ストレス障害）だったかもしれないと、平井さんとしては考えているということでした。

平井さんは、そのような父親との関係や職場での差別的な待遇でいろいろと悔しい思いをして、「自分は自分らしく生きたい」と強く思うようになったそうですが、そのことが障害者解放運動に関わっていく大きなきっかけになった、ということでした。

平井さんは、富山の青い芝の会の活動に参加していた時期がありますが、平井さんの友人たちには脳性マヒ以外の様々な障害をもつ人たちがいたので、運動としては共感できる

部分もあったけれども、青い芝の会のような脳性マヒ者だけの運動から離れるようになったということでした。

また、平井さんは、自分が全障連の運動に関わってきて良かったと思うのは、全障連ではきちんと社会情勢を分析しながら運動を進めてきたことだそうです。そのことによって、自分に直接関わる介護や福祉のことだけを見るのではなく、この社会の中で自分たち障害者がどのような位置にいて、どのような政策が進められているかを意識して考えるようになった、ということでした。

全国青い芝の会・行動綱領

1. われらは、自らが脳性まひ者であることを自覚する。

われらは、現代社会にあって「本来あってはならない存在」とされつつある自らの位置を確認し、そこに一切の運動の原点を置かなければならないと信じ、且つ行動する。

1. われらは強烈な自己主張を行う。

われらが脳性マヒ者であることを自覚した時、そこに起るのは自らを守ろうとする意志である。

われらは強烈な自己主張こそ、それを成しうる唯一の路であると信じ、且つ行動をする。

1. われらは愛と正義を否定する。

われらは愛と正義のもつエゴイズムを鋭く告発し、それを否定することによって生じる人間凝視に伴う相互理解こそ真の共生であると信じ、且つ行動する。

1. われらは健全者文明を否定する。

われらは健全者の作り出してきた現代文明が、われら脳性まひ者を弾きだすことによってのみ成り立ってきたことを認識し、運動及び日常生活の中からわれら独自の文化を創り出すことが現代文明への告発に通じることを信じ、且つ行動する。

1. われらは問題解決の道を選ばない。

われらは安易に問題解決を図ろうとすることが、いかに危険な妥協への出発であるか、身をもって知ってきた。

われらは次々と問題提起を行うことのみが、われらの行いうる運動であると信じ、且つ行動する。

われらは以上五項目の行動綱領に基き、脳性まひ者の自立と解放を掲げつつ、すべての差別と闘う。